

大谷學報

第八十四卷 第三・四合併号

平成十八年一月二十日発行

「金鰲新話」版本考……………早川智美 (1)

二〇〇四年度 春季公開講演会 講演録

樹心仏地—— 値遇と自覚……………神戸和麿 (31)

文化の政治性……………脇田晴子 (47)

—— 天皇と中世文化をめぐって ——

二〇〇四年度 研究発表会 発表要旨…………… (62)

彙 報…………… (75)

患う女性たちの回復と

エンパワメント……………滝口直子 (1)

—— 共感を育む居場所に根づいて ——

大 谷 大 学

大 谷 学 会

大谷学報 第八十四卷 第一号

清沢満之の「僧伽」観(下)……………水島見一

説教師の創意工夫を探る

……………ハルトムート・オ・ロータモンド

平成十五年度

修士論文・卒業論文・卒業研究題目一覧

彙報

学位論文審査要旨

大谷学報 第八十四卷 第二号

場の理論による心理療法モデルの射程…廣瀬辛市

彙報

学位論文審査要旨

ゲーテと孤独……………栗花落和彦

——詩「豎琴弾き」を巡って——

THE OTANI GAKUHO

(THE JOURNAL OF
BUDDHIST STUDIES AND HUMANITIES)

CONTENTS

Articles:

Recovery of women through Empowerment *TAKIGUCHI Naoko* (1)

Résumés of Papers Presented at the Otani Society

Annual Meeting 2004 (62)

Résumés of Papers Presented at the Public Lecture

Meeting in the Spring of 2004

The Politics of Culture : On the

Emperor and Medieval Culture *WAKITA Haruko* (47)

Placing Mind in the Soil of the Universal Vow

—Encounter and Self-Awakening— *KANBE Kazumaro* (31)

Articles:

A Comparative Study of the Printed Editions of

Gum-o Shinhwa *HAYAKAWA Satomi* (1)

Miscellaneous:

PUBLISHED FOR THE OTANI SOCIETY
OTANI UNIVERSITY
KYOTO, JAPAN

大谷学会規程

(設置)

第1条 大谷大学（大谷大学大学院、大谷大学短期大学部を含む。以下「本学」という。）に大谷学会（以下「本会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本会は、学術研究の推進と、その成果の公開を目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 季刊「大谷学報」の発行
- (2) 「大谷大学研究年報」の発行
- (3) 研究会及び公開講演会の開催
- (4) その他必要な事業

(会員)

第4条 本会は本学のすべての教育職員及び学生をもって会員とする。

- 2 前項のほか、本会の趣旨に賛同し、役員会において承認された者は、会員となることができる。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 委員
- (3) 監事

第6条 会長には大谷大学長が当たり、会務を統理する。

第7条 委員は10名とし、教授会におい

て互選する。

2 委員は、企画・編集・出版等の会務を掌理する

3 委員の任期は、2年とする。ただし再任をさまたげない。

第8条 監事は2名とし、教授会において互選する。任期は2年とする。

2 監事は、本会の会計を監査する。

(研究発表等)

第9条 会員は、本会の出版物にその研究を発表し、「大谷学報」及び「大谷大学研究年報」の配布を受け、本会主催の会合に出席することができる。

(会費)

第10条 会員の会費は、年額四〇〇〇円とする。ただし、学生会員は二〇〇〇円とする。

(運営経費)

第11条 本会の経費は、会費をもってこれに当てる。

2 本会の必要経費については、助成金を受けることができる。

(事務所管)

第12条 本会の事務は、教育研究支援部教育研究支援課の所管とする。

(規程改正)

第13条 この規程の改正には、教授会の議を経なければならない。

付則

1 この規程は、一九八一年四月一日から施行する。

2 一九六二年四月一日施行の「大谷学会会則」はこれを廃止する

附則 この規定は、一九九三年四月一日から施行する。

附則 この規定は、一九九五年四月一日から施行する。

附則 この規定は、二〇〇二年六月一日から施行する。

(大谷学会委員)

浅見直一郎 D・ヴェステル
大城 邦義 門脇 健
禿 憲仁 番場 寛
廣瀬 幸市 三宅伸一郎
山下 憲昭 采翠 晃

平成十八年一月二十日発行

編集兼 大谷学会
発行者 宮下晴輝

発行所 大谷学会

〒六三八四三 京都市北区小山上総町
大谷大学内

☎ (〇七五) 四一八一五八番
振替 〇一〇四〇七七八三三番

印刷者 西村七兵衛

大谷大學研究年報 第五十七集

伊達本名所三百首注の研究……………赤瀬知子

藤原永範考……………仁木夏実

スウェーデンの農業革命……………塚田秀雄

——メーラル谷ヒュスビュー村を例に——

Hakuin's Other Life: *Tales of My Childhood*……………Norman Waddell